

○山梨県総合交通センターの名称等を定める訓令

〔平成18年3月1日〕
本部訓令第4号

〔沿革〕 平成26年3月本部訓令第4号

(名称及び位置)

第1条 交通部交通企画課に属する交通安全教育施設及び交通部運転免許課の施設をもって山梨県総合交通センターと称し、その位置は、南アルプス市とする。

(事務)

第2条 山梨県総合交通センターの事務は、次表のとおりとする。

施設名	事務
交通安全教育施設	学習ルーム及び体験コースにおける交通安全教育に関する事務
交通部運転免許課	山梨県警察の組織等に関する規則（昭和42年山梨県公安委員会規則第1号）第17条に規定する事務

(センター長)

第3条 山梨県総合交通センターにセンター長を置き、交通部参事官又は次長をもって充てる。

2 センター長は、山梨県総合交通センターの事務を総括し、職員を指揮監督する。

(その他)

第4条 この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年3月5日から施行する。

附 則（平成26年3月19日本部訓令第4号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。